

質疑・回答書

告示番号		第378号	件 名	豊中市立野畑庭球場改修工事
No	質疑事項			回 答
1	本工事の積算基準について 当該工事の積算基準は大阪府住宅まちづくり部公共建築室による大阪府公共建築工事(共通費)積算基準に基づいて積算されていると考えてよろしいですか。			国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 公共建築工事積算基準の(共通費)に基づいて積算しています。
2	経費計算の設計条件に関して質問します 工種区分(主たる工種)は「公園工事」 施工区域・工事場所区分は「市街地」になりますでしょうか ご回答頂ければ幸いです どうぞよろしくお願いいたします			本工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 公共建築工事積算基準に基づく「建築工事」で、同基準、総則、基本的事項により、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合を除く地域とされています。
3	工事車両は4t車以下で施工することとありますが、大型車両が不可な理由をお教え願えますでしょうか。			進入路及び庭球場フェンス出入り口門が狭く、大型車両の進入が出来ないためです。
4	ガードマンが2名常駐、清掃員が1名常駐とありますが、ガードマンと清掃員を兼任することは可能でしょうか。			ガードマン2名常駐、清掃員1名常駐、計3名常駐としています。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp